

4 日本労働組合評議会の成立と其の内容(其三)

革新同盟は総同盟の刷新を叫ぶに當つて、現幹部の不信任と組織の欠陥とを云為した。三月二十八日革新派二十六組合が、総同盟中央委員会に臨時大会開催を迫つた事由。二、は、総同盟規約の再審議と中央委員選挙区改正とであつた。然らば評議會の組織は果して如何以下重要事項に關し、規約によつて総同盟との異同を述べて見よう。

(1) 産業別組合主義
評議會則ち四糸には「本会は各種産業別組合及合同組合を以て組織す」とある。但し「合同組合は産業別組合を有せざる各種の労働者を包括し漸次是等と産業別組合に整理す」べきものとす。即ち評議會の組成は産業別組合たるを原則とし、経過的例外として地方的組合と認めらるるに過ぎず。職業別組合の加盟は全く之を